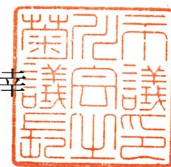


令和元年11月12日

菊川市長 太田 順一 様

菊川市議会 議長 松本 正幸



菊川市議会政策討論会からの提言書
「多文化共生～地域における外国人との共生社会の実現に向けて～」

本市の外国人住民数は、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響によって平成20年をピークに減少を続けていましたが、平成28年より増加し、平成31年3月末現在、総人口の7.1%にあたる3,450人の外国人住民がともに生活しています。国においても平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格が創設され、今後、増加が見込まれる新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取り組みが必要になります。

このような状況を踏まえ、今年度の政策討論会では、「多文化共生」をテーマとし、課題共有のため、まず、総務部地域支援課より「第三次多文化共生推進 行動指針2017-2021」及び「行動指針事業別実施状況」と「多文化共生の地域づくり」の説明を受け菊川市の現状を把握しました。その後「こどもの教育」「コミュニティ」「労働関係」の3班に分かれ、関係諸団体及び各担当課などへの実地調査、各班において現状を把握して課題を洗い出し、解決に向けての協議ののち、全体会での情報交換及び討論を行いました。

この結果、本市の行動指針の基本理念にも掲げられた「国籍を超えて、誰もが幸せで安心して暮らせる多文化共生社会」のさらなる実現に資するよう以下のとおり提言致します。なお、本提言に対する検討結果については、12月定例会中に報告をお願いします。

記

- 1 多文化共生において、大きな障害となっている一つに言葉の問題があり、生活のための「日本語教育」の学習支援を行う。また、情報の提供においても、同報無線、茶こちゃんメール、その他伝達方法の多言語化を推進する。
- 2 教育は未来を担う子ども達への投資であり、学ぶ権利が守られるよう現状を整えることは行政の義務である。市内全域の状況を把握し、居住地や年齢にあわせた学級で学習を行うだけでなく、学区にとらわれず子ども達個々の能力に合わせたクラス作りを実現する。

- 3 第三次菊川市多文化共生推進行動指針において4つの柱を示しているが、担当する部署が多岐にわたっているため、各種課題に対応できる統括部門の明確化を図るべきである。また、外国人が困らないように、ワンストップサービス等ができるよう組織体制の整備も図る。
- 4 菊川市に住んでいる外国人と日本人がお互いの文化を学びあい、スポーツ、イベント等を通じて相互理解を深めるような交流の機会を増やす。
- 5 菊川市だけで解決が困難な課題については、国・県・関係自治体等に対し解決に向け積極的に働きかけを行う。

以上